
5. 関係者の意見等

5.1 関係地方公共団体からなる検討の場

5.1.1 実施状況

丹生ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成26年1月16日までに検討の場を1回、幹事会を5回開催した。

検討の場の規約については、P5-8～P5-12に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-6の表1.2.2検討の場実施経緯に示す。

5.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第1回幹事会

平成23年1月18日に開催した第1回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕琵琶湖環境部長

- ・地元の方々が不利益を被ることのないように、しっかり考えていただきたいということと、一日も早く迅速な方向づけをよろしく願いたい。

〔兵庫県〕県土整備部長代理

- ・代替案の検討を実施する前に異常渇水対策の必要性や緊急性の有無について、ダム事業点検の作業の中で十分な説明をお願いしたい。

〔長浜市〕都市建設部長

- ・国、県からダムの必要性、重要性を説明され、苦渋の選択をして協力に転じてきた経緯がある。現在では水面のあるダムの実現を願っている余呉地域の住民の気持ちを十分に考慮いただきたい。

(2) 第2回幹事会

平成24年8月28日に開催した第2回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・整備計画策定時に異常渇水時の補給として確保する4,050万 m^3 をもとに、この検証が進んでいるが、整備計画策定時の異常渇水時の必要性、緊急性についてもしっかりと検証されたい。

〔兵庫県〕政策部長代理

- ・近年の実績取水量の減少傾向を考えると、いずれかの時点で人口も減っていくということが予想され、現時点においても異常渇水対策容量については確保する必要性は非常に小さくなっているのではないかと考える。今後のダム検証の進めていくにあたり、このような傾向にあるということを十分踏まえて検討されたい。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・再評価実施要領細目に基づき、事業の必要性、進捗の見込み、コスト縮減及び代替案の立案等の視点から検討が行われることになると思うが、これとは別に地元の状況や、これまでの経過等も踏まえた総合的な判断をしていただきたい。
- ・地元住民の苦渋の決断のもとダム建設が容認され、平成7年には水没地域で暮らす住民の方々の集団移転が完了し、4つの集落が消滅している。地元住民の大きな犠牲のもと、事業用地についても、民有林の買収が既に完了し、あとは本体工事を残すのみというような状況。度々の国の方針変更により、地元住民はダムの問題に翻弄されてきた。このような地元の気持ちを十分に汲み取っていただきたい。

〔長浜市〕 都市建設部長

- ・姉川・高時川が含まれる湖北圏域の河川整備計画がまだできていない。河川整備計画ができ上がるまでの間に大きな災害が起こった場合に、ダムはなく、河川整備計画がなく、地元には大きな被害をもたらされるということになる。地元として、そういう期間のリスクを抱えているということを理解いただき、この検証についてもなるべく早くスピードアップしてやっていただきたい。

(3) 第3回幹事会

平成25年3月26日に開催した第3回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・大阪は地盤沈下等で非常に苦しんだ時期があり、その規制もある中で、地下水取水という代替案は安価ではあるが社会的影響を鑑みるといかなるものか。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・丹生ダム建設事業は、当初国が進めてきた事業である。いかなる結果であっても、最後まで国がしっかりと責任を持って事業を完了してもらいたい。
- ・長きにわたり、ダム問題に翻弄されてきた地元住民の気持ちを十分に理解いただいて、一日も早く検証作業を進めてもらいたい。
- ・パブコメはあくまでも一般的な意見募集である。地元の意見を聞く場を設け、丁寧な説明を行い、地元の意見も聞いていただきたい。

(4) 第4回幹事会

平成25年9月3日に開催した第4回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・検証を進めるにあたり、ダム案も含めて確実に実行されるということが一番大事であり、実現性が重要。

〔長浜市〕 都市建設部長

- ・ダム案と代替案のコストについて、完成までに要する経費、また維持管理に要する経費については計上されているが、その他の費用として付替道路等の残事業について計上されていない。付替道路以外にも現道の維持管理あるいは買収済みの森林の取り扱いなど様々な内容が考えられる。未計上の経費があるならば、それも含めて計上して頂きたい。
- ・地元は中下流域の人々のため、苦渋の決断をしてダムの建設を了解した。このことを十分踏まえて速やかに検討結果を導き出していただきたい。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・異常渇水時の緊急水の補給においては、ダムB案が有利ということだが、計画的な渇水調整や節水対策で対応できるのではないかと思われ、そもそも異常渇水対策についての緊急性が低いと考える。

(5) 第1回検討の場及び第5回幹事会

平成26年1月16日に開催した第1回検討の場及び第5回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕 嘉田知事

- ・上下流の知事で平成22年8月に丹生ダム建設用地に足を運んでいただき、四知事から、早く国として方針を出して頂きたいとお願いしている。
- ・昭和43年から45年にわたりダムの問題に翻弄され、40戸の皆さんはふるさとを捨てて移住した。そういう中で、長浜市長また地元の皆さんのやるせない思い、無念というところを共有している。
- ・姉川・高時川の治水対策は、そもそも洪水調節目的を含む国直轄の多目的ダムとして計画されたため、その高時川、姉川の治水対策は大変出遅れている。
- ・ダム事業が長期化する中で、社会経済情勢が大きく変化し、利水者が全量撤退、また異常渇水対策についても、緊急性が低下しているとの意見が出されている状況である。
- ・一方で、近年全国各地で異常豪雨による大水害が発生し、滋賀県でも昨年9月の台風18号では戦後最大級の豪雨となり甚大な被害が発生した。治水対策の必要性は益々高まってきている。
- ・高時川の中下流部は、典型的な天井川で、洪水により堤防が決壊すると甚大な被害が生じるおそれがあり、これまで丹生ダムによる洪水調節で対処することとしており、治水安全度は低いままとなっている。この間、滋賀県では、ハード・ソフト一体となった流域治水政策を進める中で、一級河川だけではなく、小河川、農業用水路、下水道、あらゆる水の出る要因を総合的にまとめ、「地先の安全度マップ」として公表した。姉川・高時川の合流地点では水害リスクが高い地域があることが明らかになっており、早急に治水対策を進めなければならないと考えている。

-
- ・このことから、国が進めてきた丹生ダム建設事業を国の判断で中止するならば、ダムに代わる治水対策として、姉川・高時川の河川改修は国の直轄事業として実施して頂きたいと考えている。
 - ・ダム建設事業の中止に伴う、ダムの代替対策としての河川改修とともに、これまでダム事業に協力し、特に水没移転等で多大な影響を受けてきた地元に対する影響緩和対策は、事業主体が主体的に対応する義務があると考えている。
 - ・滋賀県では、県営の芹谷ダムと北川ダムを中止したが、それに伴う代替対策としての河川改修と、地元への対応については、事業主体である県が責任をもって行っている。中止によって影響を受けてしまう地域の振興や、ダム建設で水没が予定されていたことで立ち遅れた社会資本の整備など、地域に対する対応を地域の合意の下で、十分に行っている。
 - ・滋賀県は県管理の河川が多く、維持管理が不足している。予算的に大変厳しいところだが、姉川・高時川の中下流部は、典型的な天井川で治水安全度は低いままで、早急に治水対策を進めなければならないと考えているが、他の河川に支障がでるようなことになると、なかなかすぐにとということが難しい。国の応援を頂きながら、姉川・高時川の河川改修に努めていきたい。
 - ・ダムで高時川の対応をした場合と河川改修で対応した場合の県負担を比べると、河川改修の方がコスト的にもかなり有利であると判断している。正確な数字も示して頂き、県としても県民への納税者への説明を行っていききたい。
 - ・県として責任をもって河川整備計画を国の支援のもと策定し、速やかな河川改修にかからせて頂きたい。
 - ・丹生ダムの貯水池周辺は、西日本最大級のトチノキ巨木林やブナ林、ユキツバキの大変貴重な群落がある。この貴重な自然が残る水源というのは適切に保全される必要があると考えている。
 - ・道路が今全く通れない状態であり、林道機能などの確保を地元は要望されているので、特段の配慮をお願いする。
 - ・ダム水源地域に対して様々なご負担を与えてきたことに対して、整備局だけではなく下流地域の皆さんもそのあたりへの配慮を何らかの形で頂けたらと考えている。
 - ・琵琶湖は安定的に水を供給しており、治水上の効果も発揮している。下流の皆さんにもその事実を府県民・市民の皆さんにお知らせ頂いて、関西全体で琵琶湖の価値、また水源地の価値、特に豪雪地帯であるがゆえに大変ご苦勞頂いているところに対して日常的な思いを寄せて頂きたい。上流は下流を思い、下流は上流に感謝するという関係ができればありがたいと思っている。

〔京都府〕京都府知事代理 建設交通部 板屋理事

- ・琵琶湖の恩恵を受けており、深く感謝申し上げたい。
- ・事務局が示す評価は京都府の意向等も踏まえられており、異存はない。
- ・今後の対応についても、引き続き相談、調整しながら取り組んで参りたい。

〔大阪府〕 大阪府知事代理 都市整備部 田中技監

- ・治水対策上の大阪の安全・安心であるとか、府民の命の水を支えて頂いているのは琵琶湖・淀川であると思っており、河川管理者をはじめ、上流水源地の流域地帯の皆様には深く感謝申し上げます。
- ・丹生ダムの異常渇水対策については、社会情勢やライフスタイルの変化を考えると、必要性・緊急性は乏しいと考えている。
- ・大阪府でもダムを中止した苦勞の経験があり、水源地域の皆様のご心情、非常に厳しい辛いものがあることはお察しする。これに対しては誠心誠意対応する必要がある。
- ・仮にダムが中止になった後の対応については、大阪府としてもかつては利水に参画していたという経緯もあることから、これからの道路復旧や事業予定地の保全についての調整の場に参画させて頂きたいと考えている。

〔兵庫県〕 兵庫県知事代理 富岡理事

- ・琵琶湖の水を利用させて頂いており、丹生ダム事業の経緯等、十分理解しているつもりである。その点については感謝致したい。
- ・近年の水需要の動向等を踏まえると、渇水対策容量を確保する緊急性は低いと考えており、妥当な提案であると考えている。
- ・これまでの事業の経緯等を踏まえると、ダムが中止となった場合の治水対策の代替措置等については、引き続き国が主体的に関与して対応されることが望ましいと考える。
- ・ダム中止であるということであれば、出来るだけ速やかにこの方針を決定して頂いて、早期に検証が終了するように一層のご尽力をお願いする。

〔長浜市〕 藤井市長

- ・「『ダム建設を含む案』は有利ではない」との評価は、非常にやるせない思いで、誠に無念である。
- ・丹生ダム建設事業は、国や滋賀県、下流府県から利水・治水のためにこのダムが必要であるとの強い要望があり、地元の人たちはダム建設反対派だったが、苦渋の決断により容認したという過去の経過を十分に共通認識する必要がある。
- ・事業期間が長期にわたる公共事業は、その時々々の為政者の判断により、事業が左右されるべきものではない。居住地を移転していただくことは、基本的人権を公共事業により踏みじめる行為であるともいえ、国は絶対的な責任を負って頂いているものと認識している。
- ・下流府県の方々からの「渇水については緊急性が低い」との意見を受けて「ダム建設が有利ではない」という総合評価を出されたが、ダム建設事業が人口の多い下流域の思い一つで大きく左右され、それに水源地の皆さんが翻弄され、大変迷惑を被っている現状を理解していただきたい。

-
- ・国は、今日まで科学的な根拠も含めて、四十数年にわたって水源地の皆さんに対しダム建設が必要だとして説明し、用地買収や物件移転補償などを進め、平成8年には全40戸の水没家屋を移転し、そして民有地の買収も全て完了した。このようにダム事業を推進してこられた国は、事業に協力してこられた水源地の皆さんに対して、今日の状況をどのように説明されるのか。
 - ・今日まで丹生ダム建設事業に協力してこられた水源地の皆さんが納得のいかれるまで、40年前、精力をかけて建設省は50回、100回、500回と足を運んだあのエネルギーをもって、丁寧な説明をして、誠心誠意対応していただきたい。
 - ・最近、降雨後に長く続く高時川の濁水の状況を見ると、上流で手入れができていない広大なダム事業用地、その奥にある山林の持つ機能が完全に崩壊している状況がわかる。治水に対する安全度が相当低下していると考えられ、こうした状況に水源地の皆さんは大変危惧している。
 - ・高時川の中下流部では、上流からの土砂流出により河床が高くなっており、典型的な天井川であるため、中下流部の皆さんから早急な治水対策を求められているが、ダムができるということで高時川の河川整備については、計画はもとより、ほとんど手つかずの状態であるというのが現状である。長浜市としては、ダム建設に代わる「治水対策」や「流水の正常な機能の維持対策」に対して、これまでダム事業を進めてこられた国が全責任をもって実施していただきたい。
 - ・長浜市としては、河川改修事業を国で実施することについて制度や仕組みの制約があるとすれば、必要な制度仕組みを作っていただければよいのではないかと。四十数年の時を経て、ダムは不要と国が大きな政策変更をしようとするわけで、この前代未聞のことに対して新たな仕組みを作って地域の住民の皆さんに安心してもらえるよう国が責任をもってやって頂くということを肝に命じてほしい。是非、誠心誠意、新しい仕組みを作ってでも地域の皆さんに責任をもって対応していくという気持ちをもって頂きたい。
 - ・現行制度でいくと滋賀県が主体的に実施するものということだが、長浜市が一番恐れるのは、滋賀県と国が押し合いして地元の人が餌食になってしまうということがあってはならないと思っている。国と県が全責任をもってやるということを明確にして頂きたい。
 - ・国と県が全責任を持って対応することを担保してもらわないと、「有利ではない」ということを到底承服できないというのが地元の思い、感情である。
 - ・国は滋賀県に対して確実な支援をして頂きたい。その気概をもってほしい。
 - ・事業予定地内の県道・市道・林道は、水没するということが前提で維持管理ができておらず、現在では使用できないという荒廃状態である。このため水源地の皆さんは所有地の管理すら容易に行けない。水没予定地内の森林は、買収後約20年放置され荒廃し、森林としての機能が大きく低下している。国は、事業用地である所有森林に関して機能の回復を図る対策と今後の維持管理をしっかりして頂きたい。
 - ・水没しないとなれば現道を利用しなければならず、水源地の皆さんが所有森林を管理するにも、十分安全な道として整えて頂きたい。
-

-
- ・地元の丹生ダム対策委員会の意向を酌み取り、これまで水源地の皆さんと約束してこられたことも含めて、地元振興策などの地元対応について十分に対応して頂きたい。
 - ・この国営のダム建設事業で集団移転、そして全戸の移転完了後に建設事業が中止となる事例は、最初で最後にして頂きたい。もし地元の声も酌み取らずに国土交通省が非常に不誠実な対応をすれば、恐らく日本国に二度とダム建設事業は叶わないだろう。
 - ・国民の皆さんからもこのダム建設事業に対して行政不信を決して抱かれないように、誠心誠意、血の通った対応をして頂き、丹生ダム対策委員の皆さんからも評価されるような地元対応を期待したい。

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による丹生ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 6 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。

検討主体は、実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

(治水対策等の検討)

第6条 治水対策及び流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、検討対象区間が滋賀県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である滋賀県とともに検討を行うものとする。

(情報公開)

第7条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙-3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成23年 1月17日から施行する。

平成24年 8月28日一部改正。

平成25年 9月3日一部改正。

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

滋賀県知事

京都府知事

大阪府知事

兵庫県知事

長浜市長

京都市長

守口市長

国土交通省近畿地方整備局長

独立行政法人水資源機構理事長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

滋賀県琵琶湖環境部長

滋賀県土木交通部長

京都府文化環境部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

兵庫県政策部長

兵庫県県土整備部長

長浜市都市建設部長

長浜市北部振興局長

京都市建設局長

京都市上下水道局長

守口市下水道部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

独立行政法人水資源機構関西支社長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部長が行うものとする。

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見

- ・検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

5.2 パブリックコメント

丹生ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

5.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成 25 年 4 月 3 日（水）～平成 25 年 5 月 2 日（木）（30 日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

5.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：18名（個人17、団体等1）

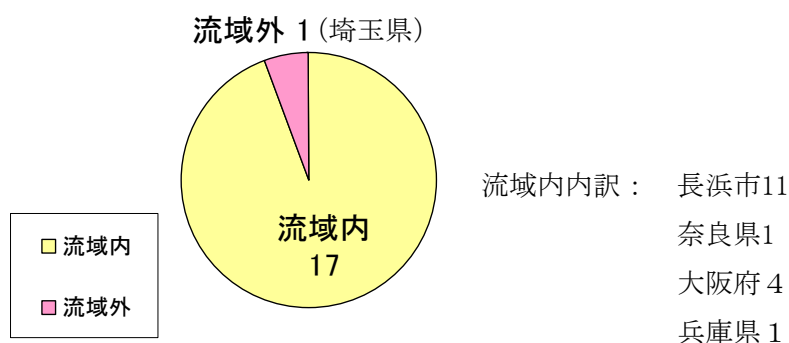


図 5.2.1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・具体的な対策案として流水の正常な機能の維持に関して1件のご提案があった。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各目的別の対策案の評価等についてご意見があった。

表 5.2.1 検証について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【検証について】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画策定時には長浜市合併前の1市6町の首長全員から、貯留型ダムを要望するという趣旨の意見が出された。ダム検証では全てが白紙の状態であるように思える。各首長から出された意見は、全く無視されているのか。 ・歴史的な経緯をしっかりと踏まえた上で決断をして貰わないと困る。地元の実態（山の荒廃や道路の通行止め、放置された水没予定地の状況等）、声をしっかりと聞いて今後の対応をお願いしたい。 ・丹生ダムをどうしたら出来るかと言うことを、国が我々離村者以外の住民に、十分説明ができるように進めていってもらいたい。 ・ダム検証とはいうものの、焦点が地元には何一つない。早く地域に係わる話の場になってほしい。 ・当初の計画通りなら、既にダムは完成し立派な道が出来ているはずだが、放置された水没予定地の道はひどいありさまで、本当に危険な状況となっている。そう言うことをしっかり受け止めていただきたい。 ・実現性のない代替案の提示ではなく、1日も早い事業の再開を待ち望んでいる。 ・検証に時間がかかり、事業が進まないというのであれば、安全に通行できるような、道路の維持管理をやっていただきたい。 ・高時川下流の住民は、100年に1度の洪水がきたときの破堤を本当に心配している。1日も早い作業の推進を期待している。 ・ダムを造らないようにするため、このような代替案をだしているようにも見える。そろそろ結論を出して頂きたい。 ・関係府県が的確な判断ができるよう、早急に丹生ダムにおける総事業費、事業費の目的別アロケ、及び府県のアロケをお示しいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 ・総事業費については第3回幹事会の資料-2「総事業費の点検」にてお示ししています。また、目的別のダム費については、評価軸毎の評価においてお示しすることとしています。なお、現時点において府県別負担額については、決まっていないためお示しできません。

表 5.2.2 治水対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高時川を含む滋賀県の湖北圏域河川整備計画ははまだ策定されておらず、国交省が独断で定めた治水目標流量を河川整備計画相当の目標流量として検証の前提とすることは間違っている。まずは、姉川において設定すべき治水安全度と、治水目標流量計算の科学的妥当性については徹底した議論を行うことが必要である。 ・高時川で致命的水害を避けるためには堤防の補強などの河道での対策を優先すべきであり、現在の計画は、A案、B案ともに採用すべきでない。 ・治水対策案Ⅰ-5がベスト。事業費が安く、対策案そのものが最もオーソドックスであり、比較的短期間に完成させることができる。 ・コストだけを重要視しているが、人命とどっちが重要なのか。高時川は天井川で、堤防を砂で盛り上げた程度では住民は納得できない。 ・河床掘削は確実な治水対策であるが、コストや土砂の処分、河川環境の激変による生物への影響を考えると、「環境調査」で確認しながら徐々に進めていくべき。 ・高時川・姉川の治水は「天井川状態の解消」となる河床掘削を中心とした対策でなければならない。掘削により「瀬切れ」も無くなり、「流水の正常な機能の維持」へも寄与する。(伏流水の表流水化) ・「天井川状態の解消」は、河川本来の自然の流れが蘇り、「瀬切れ」も無くなり、ビワマスやアユ等の遡上・産卵活動の拡大を保障し、その他多くの生物の生息を拡げる。 ・姉川高時川合流点付近にバイパス放水路を整備することで、高時川の氾濫を防止することは考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなり、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定しています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 ・同細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にし、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)4)放水路(略)5)河道の掘削(略)7)堤防のかさ上げ(略)」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 ・河床掘削については、「河道の掘削」を含んだ案として対策案Ⅰ-5、Ⅱ-2、Ⅲ-1、Ⅲ-2で検討を行っています。 ・バイパス放水路については、「放水路(田川利用)」を含んだ案として対策案Ⅱ-2で検討を行っています。

表 5.2.3 流水の正常な機能の維持対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
3	<p>・高時川の特性として降雨降雪時は流量が多く、少し晴天が続けば河川流量の減少に伴い瀬切れが発生する。ダムに貯水して長く流量維持を放流する事が最善の策である。</p> <p>・維持流量が減少し、平成19年、20年、21年のような状態になれば秋期産卵（アユ、ビワマス）等における流量維持が出来ないと同時に、琵琶湖への年間流入量減少により琵琶湖の環境が悪化する。</p> <p>・晩秋から初冬に多くの流量があるより、琵琶湖に水温躍層が形成される頃により多くの河川流量があり安定した流量を維持することが琵琶湖の生態系に役立つ。</p> <p>・高時川はもともと瀬切れが多い河川であり、瀬切れによる水生生物への深刻な影響が（大渇水年は別にして）頻繁に起きているのか、科学的な検証が必要である。</p> <p>・海水淡水化や九頭竜川からの導水等、お金かけて審議していること自体がおかしい。</p> <p>・今回示された維持対策案は海水淡水化や地下水利用など、いずれも現実性が全くない。</p> <p>・琵琶湖から余呉湖への導水は、外来魚が増えて余呉湖の魚への影響や透明度が悪くなっている。環境面から、琵琶湖から水をダムへ導水することは非常に問題がある。</p> <p>・高時川にひどい瀬切れが起きる要因は、高時川頭首工における農業用水の取水であり、高時川頭首工の水利権の見直しをして取水量を減量させるべきである。</p> <p>・琵琶湖の水は高時川に流すのではなく、既存の農業用導水路を利用して、湖北土地改良区の農業用水路に流すことにより、高時川頭首工からの農水取水を減らし、高時川の自流水をそのまま中下流部に流すのが上策である。</p> <p>・高時川の瀬切れによるアユ、ビワマスの産卵障害が問題となるのは主として9月中旬から11月下旬で、この時期に既存の湖北土地改良区 配水ネットワークを利用することにすれば、少なくとも水量的には高時川の瀬切れ問題を大幅に改善することが可能となる。</p> <p>・高時川の維持管理も問題であり、下流の河道内樹木の繁茂が著しく、河道の流下を阻害し、土砂をさらに堆積させている。流水はますます河床にもぐることになる。高時川の瀬切れは、健全な流況を阻害する根本的な問題をまず解決するべきである。</p>	<p>・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなっており、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量（正常流量）を設定しています。</p> <p>・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。</p> <p>・同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から（略）検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する（略）8)水系間導水（略）9)地下水取水（略）11)海水淡水化（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）3)実現性（略）6)環境への影響（略）」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。</p> <p>・高時川頭首工からの取水については、水利権の申請時や水利権更新時において河川状況や水利用状況を勘案し、許可の可否を判断しています。また、許可にあたっては関係河川使用者の同意を得ていることも確認しています。</p> <p>・既存の農業用導水路は、かんがい期において施設能力の満量を導水する計画となっています。</p> <p>・高時川の維持流量は、「動植物の保護・漁業」や「流水の清潔の保持」のため必要な流量を毎年確保する必要があること、またダムサイト地点への補給が必要であることから、新たに導水路を整備することにより必要な水量を確保する案を立案しています。</p> <p>・健全な流況の阻害については、河道内樹木の伐採や堆積土砂の撤去など河川や地域の特性に応じた河川維持管理が必要と考えます。</p>

表 5.2.4 異常渇水時の緊急水の補給対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川から持ってくるような案を検証する必要があるのか。敦賀から水を持ってくる検討のためにすごい時間を費やしていること自体、無駄ではないのか。 ・流水型ダムの場合、ダム湖底の土砂を多く含んだ濁水が一気に下流へ向かう。このことが高時川や琵琶湖の水質に致命的な影響を与えないだろうか。用水の供給以上のダメージを琵琶湖に与える恐れが大きい。 ・異常渇水対策の代替案の検討の前に、異常渇水対策の必要性があるかという根幹に係る問題を先行して検討すべき。 ・異常渇水対策は「既往第2位」で検討し、万一「既往第1位」相当の渇水に襲われた場合は、その時こそ琵琶湖開発で既に対策が取られている「補償対策水位」(BSL-2.0m)を適用するのが妥当である。 ・既往第二位渇水 (S53~54) を前提とし、将来の水需要の減少を考慮すれば、異常渇水時の緊急水の補給は必要がない。 ・第2回幹事会に提出されました参考資料2の中の、試算①ケース5の試算結果(琵琶湖水位-1.45m)及び試算③ケース4の試算結果(琵琶湖水位-1.43m)は、対策の必要性のないことを率直に示している。 ・上工水及び農水の取水実績値をみると、丹生ダムの異常渇水対策容量は全く無用である。 ・近年の水需要の減少のため既往最大渇水が再来した場合でも利用低水位を下回らないという試算結果を整備局自らが示している。 ・これまでの事例から、節水の呼び掛け、取水制限及び瀬田川洗堰の操作により、琵琶湖水位-1.5mまでで乗り切れている。 ・丹生ダムまたは琵琶湖に異常渇水対策容量4,050万³を貯留する必要性は皆無である。 ・異常渇水対策は、下流との調整で琵琶湖の水位をもっと下げられれば、丹生ダムで洪水調節するよりはるかに大きな治水効果が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(略)」については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。「利水代替案については、以下の5)~17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる(略)5)河道外貯留施設(貯水池)(略)6)ダム再開発(かさ上げ・掘削)(略)8)水系間導水(略)9)地下水取水(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・評価軸「環境への影響」の「水環境に対してどのような影響があるか」の評価にあたっては、各対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するのか、想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにすることとしています。 ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案については、同細目に基づき、河川整備計画の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案しております。 ・なお、淀川水系河川整備計画策定時に関係府県知事から頂いた意見の主旨を踏まえ、異常渇水時の緊急水の補給のための容量を丹生ダムで確保することの効果等を、各府県からの要請を踏まえた複数のケースで試算し、第2回幹事会資料の「参考-1」と「参考-2」でお示ししています。

表 5.2.5 異常渇水時の緊急水の補給対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に盛り込まれている鹿跳溪谷のバイパス工事により、琵琶湖の水位調節が改善でき、丹生ダムで考えられている水量を琵琶湖に貯めることはできる。 ・4,050万m³を事前放流するための所要時間を求めると約9.4時間であり、豪雨が予想される前日に事前放流するのに支障を来すとは考えられない。 ・琵琶湖で異常渇水時の緊急水の補給を確保することによる琵琶湖周辺の洪水被害を明確に説明すべき。 ・丹生ダムの集水面積は琵琶湖の約1/41であり、丹生ダムB案の(琵琶湖治水)洪水調節容量は琵琶湖洪水防止に役立たない。 ・近畿地方整備局が示す取水実績は、資料によって値が異なる。 ・下流(大川)の維持流量をカットして瀬田川洗堰放流量を4,050万m³以上減らせば、琵琶湖に対して異常渇水対策容量と同様の水位低下抑制効果が得られる。 ・大川への放流目的が都市河川水の水質維持であるとしたら非常時に減らすのが当然。 	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系河川整備計画にある鹿跳溪谷の河道掘削及びバイパストンネルでは、琵琶湖で確保した「異常渇水時における緊急水の補給のための容量」を洪水前に事前放流するためには、流下能力が不足しています。そこで丹生ダムB案では、事前放流に必要な更なる瀬田川改修も含んで検討を行っています。 ・丹生ダムB案の洪水調節容量(琵琶湖治水)における事前放流については、降雨予測に基づく放流量の制約、下流への急激な水位上昇を防ぐために、徐々に放流量を増やす操作が必要となります。4,050万m³を琵琶湖水位に換算すると約7cmに相当します。降雨時には、琵琶湖周辺に水害リスクを発生させないように、「瀬田川から事前放流することにより琵琶湖水位を5cm低下させること」及び「丹生ダムに2,000万m³の容量を確保し、琵琶湖へ流入する水量を調節することにより、琵琶湖水位を2cm低下させること」を前提としています。 ・H21取水実績の数字の違いは、実績月別最大取水量と実績月別平均取水量の違いによるものです。 ・河川維持流量は本来、河川環境の保全上必要な流量であり、異常渇水時に際して止むを得ず削減する場合であっても、削減は最小限とするべきものと考えています。

表 5.2.6 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・一日も早く丹生ダムを建設が出来るように、国としては引っ張って行って欲しい。 ・治水、利水、環境面から当初計画した治水ダムが最適である。 ・ダムは局地的な豪雨、台風による集中雨量に対応でき、かつ渇水期に河川の維持流量を担保出来る。 ・ダム建設に加え、河川敷、堤防の整備は必要である。 ・丹生ダムを造ろうとしたのは、国と県であると強く強調したい。 ・丹生ダム建設計画は計画そのものを白紙にすべきである。 ・丹生ダムで発電併設も考慮してはどうか。 ・新たな「丹生ダム」の具体的な計画が示されたが、これまでの「淀川水系流域委員会」の提言を無視した所業と言わざるを得ない。 ・治水は対策案I-5「河道の掘削+堤防のかさ上げ」、流水の正常な機能の維持では既存の「琵琶湖逆水施設」の利用、異常渇水対策は不要で事業費は1/10で済む。 ・滋賀県の流域治水の支援を進めるべきである。 ・この水系は下流部が天井川であり、堤防も脆弱である。堤内地には多く資産が集積しており、大洪水時の被害が大きい。上流ダムは、集水面積が小さく地質・気象的な問題もあり役に立たない。 ・現時点で、流水型ダムにしさえすればダムの堆砂容量を減らせると結論するのは時期尚早ではないか。 ・丹生ダム建設地は、「柳ヶ瀬断層」、「奥川並断層」及び「尾羽梨断層」に囲まれ、危険な立地条件であるため、ダム建設は避けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。 ・丹生ダムB案における堆砂容量については、第3回幹事会の資料-2「堆砂計画の検討」においてお示ししています。検討の結果、計画堆砂量は約70万m³となります。 ・ダム貯水池周辺については、これまでに活断層調査を行っており、奥川並断層と柳ヶ瀬断層は連続しておらず、奥川並断層の活動が柳ヶ瀬断層へ進展し大地震を起こす可能性はないことを確認しています。

5.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で学識経験者を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

5.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

丹生ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見を聴く」として、表5.3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

(1) 意見聴取対象

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日

平成28年2月29日（月）

※なお、欠席された安満氏、伊藤氏、上田豪氏、大久保氏、大野氏、志藤氏、立川氏、平山氏、古市氏、矢守氏に対しては個別に意見を伺い、出席者にも3月10日までの間、文書にて追加意見を伺った。

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表5.3-1学識経験を有する者等

氏名	所属等
安満(あま) 真哉(しんや)	川西市消防団副団長
伊藤(いとう) 禎彦(さだひこ)	京都大学大学院 工学研究科 教授
上田(うえだ) 耕二(こうじ)	伊賀市喰代区長
上田(うえだ) 豪(たけし)	淀川河川レンジャーアドバイザー
大石(おおいし) 哲(さとる)	神戸大学 都市安全研究センター 教授
大久保(おおくぼ) 規子(のりこ)	大阪大学大学院 法学研究科 教授
大野(おおの) 朋子(ともこ)	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 准教授
小川(おがわ) 力也(りきや)	大阪府立富田林高等学校
亀井(かめい) 敏子(としこ)	NPO法人 豊島北ビオトープクラブ
志藤(しどう) 修史(しゅうし)	京都災害ボランティアネット副理事長 大谷大学 文学部 教授
須川(すかわ) 恒(ひさし)	龍谷大学 非常勤講師
竹門(たけもん) 康弘(やすひろ)	京都大学 防災研究所 准教授
多田(ただ) 重光(しげみつ)	公益社団法人 宇治市観光協会 専務理事兼事務局長
立川(たちかわ) 康人(やすと)	京都大学大学院 工学研究科 教授
中川(なかがわ) 一(はじめ)	京都大学 防災研究所 教授
中谷(なかたに) 恵剛(けいごう)	NPO法人 瀬田川リバプレ隊
平山(ひらやま) 奈央子(なおこ)	滋賀県立大学 環境科学部 助教 元琵琶湖河川レンジャー
古市(ふるいち) 秀樹(ひでき)	田上郷土史料館員
堀野(ほりの) 治彦(はるひこ)	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
松岡(まつおか) 正富(まさとみ)	朝日漁業組合
矢守(やもり) 克也(かつや)	京都大学 防災研究所 教授

(敬称略、50音順)

(4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見については以下に示す。

【伊藤 禎彦】

- ・「流水の正常な機能の維持」とは、要するに「川に水を流すために、川の水をせき止めてダムを造らなければならない」ということである。この因子を組み込むことで、ダム建設が妥当との結論を導きやすい論理構成になっている。その妥当性、重要度については、その都度丁寧な検討が必要と考える。
- ・下流の水道事業者では、水需要の減少によって収益力低下が進んでいる。このため生活用水、工業用水の需要喚起のための各種対策も展開している。この傾向は将来にわたって継続することが確実であり、この観点からは「異常渇水時の緊急水の補給」のために容量を確保することの意義は極めて小さいと考えられる。
- ・「流水の正常な機能の維持」のための方策のひとつに「雨水・中水利用」がリストアップされている。これについては定量的評価が困難であったとして候補から外されているが、その判断に至った検討内容が不明である。特に、下水処理水の再利用は、安定した水量を見込むことができ、処理技術も進展している。その可能性について丁寧に評価するのが望ましいと考える。

【上田 耕二】

- ・国土交通省としてここまで進んだ事業を止めることは聞いたことはない。
- ・用地取得がほぼ完了していることも踏まえ、今後下流の河川改修だけを進めるのではなく、止めることに対する後始末にも力を入れるべきである。
- ・初めから洪水目的だけだったら、ダムという発想はなかったのではないかと思う。利水者が撤退した時点でこういったシフトを考えていれば、これだけ事業が進んでいなかったのではないかと考える。

【大石 哲】

- ・異常渇水対策について、関係者団体から緊急性も必要性もないとのことであるが、水文学的には緊急性はなくとも必要性はないとは言えない。そのため、丹生ダム事業用地として確保した用地については、貴重な水源地であることから国が責任をもって保全を行っていただきたい。
- ・引き堤、嵩上げ案について、これまで丹生ダム事業用地の取得にあたって移転された方々がいる中で、さらに移転が生じる対策が適切な政策変更か疑問である。
- ・水田の保全を含んだ案について、兵庫県で既に事例があるが、農家の協力を得るのが難しいため、政策に入れるのであれば努力をしてほしい。
- ・これまでの国土交通省の政策による影響や今後の気候変動等を踏まえ、流域の今後のあり方について深く議論されることを望む。

【大久保 規子】

- ・本件では、目的別の総合評価の結果が一致しないが、利水者の撤退により、そもそも計画を根本的に見直す必要がある事案である。今後の課題としては、流水の正常な機能の維持をいかに図るか、事業予定地の将来的な活用、地域再生をどうすべきかなどがある。前者については、水系間導水案によらなくとも、冬期の環境用水の確保等、農業利水の実態に応じたソフト対策も含め、より小規模で段階的な対策、グリーンインフラの考え方を踏まえた対策等が積極的に検討されるべきである。後者については、本来は、社会的、経済的条件等の変化により、計画が見直される可能性のあることを前提に、既存ダムの撤去を含む計画中止・変更手続を法的に整備し、合意形成を図ることが望ましいと考えられ、個別の事案ごとの対応には限界があると考えられる。

【須川 恒】

- ・ダム案における重要種の根拠について、どういう考えで重要種としているのかの考えがよくわからない。滋賀県のレッドデータブックが更新される中でこの地域の重要種をどう考えているのか見直す必要がある。
- ・瀬切れという現象について、姉川・高時川の漁業関係者の方々としては深刻な問題と思うが、環境用水として確保することについて、余呉湖を経由することは農業用水との関係が大きな問題であり、高時川の自然環境保全の面で重要な問題であると思う。

【竹門 康弘】

- ・高時川は琵琶湖流入河川の中で最も清冽な溪流を有する河川であるが、近年、姉川・高時川は、道路・河川が荒れ放題となっている。
- ・環境上の便益・損失について、きちんと評価されていない。それらが必ずしも評価の対象になっていないことに大きな問題がある。
- ・現在の河川環境の評価について、記載されている生物の種名と評価が間違っている。環境に対する評価をしっかりと実施して頂く必要がある。
- ・地域振興については、移転された方々がこの地域の往年の美しい自然環境を利用する姿に戻すための対策として、適切に実施していく必要がある。これらは各代替え案において必要な対策として検討しコストに計上するべきである。

【中川 一】

- ・結論として出された評価、ダム建設を含む案は有利ではないということについては、十分理解した。当時、なぜ丹生ダム建設を進めることになったのか、当時の評価を踏まえて反省して頂きたい。
- ・姉川・高時川の治水対策として河道掘削を実施し、治水安全度を高めることは妥当であると思うが、瀬切れの問題をどう解決するのか対策を考える必要がある。

水系間導水は現実的な案ではない。瀬切れは高時川頭首工で灌漑期に全量と言っていいほど取水していることが大きな問題。農業関係者と河川管理者が話し合い、川が川らしくなるように折り合いを付けるように滋賀県は考える必要があり、国も指導する必要がある。

- ・ダム建設により移転された方、ダムに協力された方々の気持ちを汲んでしっかりと説明責任を果たして欲しい。

【中谷 恵剛】

- ・ダム建設を含む案は有利ではないという結果について、コスト的に有利ではないとすることを理解する。
- ・姉川・高時川は琵琶湖に流入する河川として、琵琶湖の水循環に非常に重要な役割がある。
- ・ダムを前提にしていた事業用地をどのように管理・利用していくのか避けて通れない。ダム建設を含む案は有利ではないという結果と併記する必要がある。集落移転もあり、長年に亘って大きな苦勞があったことを忘れてはならない。

【平山 奈央子】

- ・定められた検証方法に基づき、ダム案とダム代替案について公平に検討されていると思われる。一方で、検証のために多大な時間・コストがかかっているのではないかと想像する。全国の対象ダムについて統一された手法であるため、個別のダムについては現状に即さない内容もあると思われる。例えば、丹生ダムで検討されている「海水淡水化」などの検討に時間やコストを費やすことに疑問を感じる。今回の検証を踏まえて、検証方法の課題や今後のあり方について整理し記録に残す必要があると思われる。
- ・国土交通省が主体となって対策案の検証（計算）を行うため、「ダム案を有利に算出するのではないか」という疑義が生まれることを回避するために厳格にルールが決められ、その通りに検証されたのだと考える。検証作業のうち、外部組織に委託できる部分がないかを検討してはどうか。
- ・全ての意見が同列に記載されているが、意見提出者を、ダム事業によって直接的に「①受益する者」と「②不利益を被る者」あるいは「③その両方」、④「それ以外の者」の4種類に分類し、意見を把握することを提案する。この4種類にこだわっているわけではないが、事業との関係性や意見提出者のおかれている状況によって、第三者がその意見をどのように受け取るかが変わるとと思われる。

【堀野 治彦】

- ・最終的な結論としてダムは有利ではないという部分については納得している。
- ・利水撤退したことが大きなインパクトであったと思われる。利水撤退したことからこの結論になったと思われるが、住んでいる者とすれば大阪のことまで考える

必要はないと思うし、大きな迷惑である。地元自治体の意見を高く評価すべきであるとする。ダムを含む案は有利でないということは妥当と思うが、他の対策案、手当についてはこの検討で十分か疑問である。

- ・高時川にもう少し水量が流せるようになってとしても、全量農水で持って行かれるとおもう。営農している方からするとまだまだ足りないようだ。
- ・瀬切れが何十年も続いている中で、水を流すことにより、環境的インパクトが良い方向になるか私自身答えられない。
- ・ダムを含む案は有利ではないことは尊重するが、その他の手立てについては、コスト的に優位である評価をよく考える必要がある。ただ放っておく訳にはいかないので、早急な判断を希望する。
- ・ダムができることを想定した生活再建について、道路も一部作られており、ダムが出来なくなるからといって中途半端な状態でやめるのではなく、独立した事業としてでも長浜市が望まれていることを考慮して実施すべきである。

【松岡 正富】

- ・地元の多くの要望や願いがあることは承知している。現在は手をかけていないはずの高時川が、人里近くまではごく普通に水が流れ、途中から全量の水が消え、別の水路に導かれている。本流の高時川には水がなく砂利が広がる。いわゆる瀬切れ状態で続く。これでは河川の生き物や自然が保てないと思われる。1年に水が流れている期間は少ない。現状を見ると本流に水を流す必要がダム以外でも河川を守る手法も必要でないか。琵琶湖に直接流入する大切な生きた河川として高時川の存在は大きいと思う。山から琵琶湖まで工作物で水を止めなければ生きた水を琵琶湖につなぐ生命線かも知れない。

5.3.2 関係住民からの意見聴取

(1) 関係住民からの意見聴取

丹生ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間 : 平成28年2月28日（日）、3月1日（火）
- 3) 意見聴取会場 : 木ノ本スティックホール、
近畿地方整備局大阪合同庁舎第1号館 の2会場で実施
- 4) 意見発表者 : 4名からのご意見を頂いた。意見発表者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域別

滋賀県長浜市	4人	100%
計	4人	100%

世代別

60歳以上	4人	100%
計	4人	100%

性別

男性	3人	75%
女性	1人	25%
計	4人	100%

(2) 電子メール等を活用した意見募集

「報告書（素案）」について、今後の検討の参考とするため、広く意見募集を行った。意見募集の概要及び意見募集の結果は以下のとおりである。

- 1) 意見募集対象 : 「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見募集期間 : 平成28年2月8日（月）～平成28年3月7日（月）
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール
- 4) 資料の閲覧方法 : 近畿地方整備局および独立行政法人水資源機構のホームページ
の他、以下の場所にて閲覧

地域	機関	閲覧場所
大阪府 大阪市内	大阪府	大阪府 都市整備部 河川室
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室
	独立行政法人水資源機構	水資源機構 関西・吉野川支社 インフォレスト
滋賀県 長浜市内	長浜市	長浜市 都市建設部 道路河川課
	長浜市	長浜市 北部振興局 建設課
	長浜市	長浜市 浅井支所
	長浜市	長浜市 びわ支所
	長浜市	長浜市 虎姫支所
	長浜市	長浜市 湖北支所
	長浜市	長浜市 高月支所
	長浜市	長浜市 余呉支所
	長浜市	長浜市 西浅井支所
	滋賀県	滋賀県長浜土木事務所河川砂防課
	滋賀県	滋賀県長浜土木事務所木之本支所河川砂防課
独立行政法人水資源機構	丹生ダム建設所	
滋賀県 大津市内	滋賀県	滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
	国土交通省	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 閲覧コーナー
	独立行政法人水資源機構	琵琶湖開発総合管理所
京都府 京都市内	京都府	京都府 建設交通部 河川課
兵庫県 神戸市内	兵庫県	兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

5) 意見提出者 : 個人より 10 件 (※1)、団体より 2 件 (※2)、合計 12 件のご意見を頂いた。意見提出者の主体別、地域別、世代別、性別を下記に示す。

※1 このうち 1 個人で 2 件の意見を頂いた方がおられます。

※2 自治会長から頂きました。

主体別

個人	10件	83%
団体	2件	17%
計	12件	100%

世代別※

40代	1件	8%
50代	0件	0%
60代	10件	84%
70代	1件	8%
計	12件	100%

地域別※

滋賀県長浜市	11件	92%
大阪府吹田市	1件	8%
計	12件	100%

性別※

男性	11件	92%
女性	1件	8%
計	12件	100%

5.3.3 学識経験を有する者及び関係住民より頂いたご意見に対する検討主体の考え方

学識経験を有する者及び関係住民より頂いたご意見（電子メール等を活用した意見聴取結果を含む）に対する検討主体の考え方は以下のとおり。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、「報告書（素案）」の章に沿って整理したうえで、検討主体の考え方を示す。

表5.3-2 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
1. 検討経緯	<ul style="list-style-type: none"> 前々から流域の検討委員会（平成15年、平成16年開催の丹生ダム住民対話討論会）に公募で流域住民として参加し、その場でいろいろな意見を申し上げて、もう中止になったと思っていた。 琵琶湖総合開発の締結より40年が経過しようとしているこの時に総合開発で計画されている丹生ダムについてまだ議論している事が大変疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の丹生ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたかと考えています。
1.1 検証に係る 検討手順	<ul style="list-style-type: none"> 定められた検証方法に基づき、ダム案とダム代替案について公平に検討されていると思われる。一方で、検証のために多大な時間・コストがかかっているのではないかと想像する。全国の対象ダムについて統一された手法であるため、個別のダムについては現状に即さない内容もあると思われる。例えば、丹生ダムで検討されている「海水淡水化」などの検討に時間やコストを費やすことに疑問を感じる。今回の検証を踏まえて、検証方法の課題や今後のあり方について整理し記録に残す必要があると思われる。 国土交通省が主体となって対策案の検証を行うため、「ダム案を有利に算出するのではないかと」という疑義が生まれることを回避するために厳格にルールが決められ、その通りに検証されたのだと考える。検証作業のうち、外部組織に委託できる部分がないかを検討してはどうか。 地域振興については、移転された方々がこの地域の往年の美しい自然環境を利用する姿に戻すための対策として、適切に実施していく必要がある。これらは各代替案において必要な対策として検討しコストに計上するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討を行う過程なども含めて報告書にとりまとめております。 頂いたご意見については今後の参考にさせていただきます。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、『「検討主体」とは(略)、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局(略)をいう』となっており、会議運営等については外部委託はしていませんが、頂いたご意見については今後の参考にさせていただきます。 ご指摘の地域振興に係る対策のコストについては、定量的に評価することは困難ですが、評価軸ごとの評価の中で、「地域社会への影響」として評価を行っています。
1.2 情報公開、 意見聴取 等の進め 方	<ul style="list-style-type: none"> 検討の場で予断を持たない形で進めているが、丹生ダムは50年近く前から予備調査、実施調査が、それから地域と締結して水没地域の土地の買収、家屋の移転がされてきた。これらの経緯を全く無視しているように感じている。他の対策案と対等に考えることに、水源地の者にとっては不満を感じている。 検討の場において、私たち高時川沿川の者、水源地の者の意見を十分聴くこともなく、今日のこの場で、検討の場が終わって発表する場があって、ペーパーで意見募集されているが、これは形を整えるためやっているものであって、残念に思う。 検討の場は、建設の是非について意見集約の場であるが、これまで湖面のあるダム建設を地元活性化の基本としてきた地元に対してあまりにも理不尽な進め方であった。50年近くの長期にわたり翻弄されてきた地元に対してもっと誠意あるものであるべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 水没予定地を含む地域の皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をおかけし申し訳ございません。 今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 これまで丹生ダムの検証では、透明性の確保を図り、地域の意向を十分反映するため、報告書（素案）に対して、「関係住民からの意見を聴く場」をH28.2.28（長浜会場）、H28.3.1（大阪会場）の2会場で意見聴取を実施し、かつ関係住民への意見聴取を補足する手段として、電子メール等を活用しH28.2.8からH28.3.7にかけて意見の募集を行っています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたかと考えています。

表5.3-3 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
2. 流域及び河川の概要について		
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 高時川は琵琶湖流入河川の中で最も清冽な溪流を有する河川であるが、近年、姉川・高時川は、道路・河川が荒れ放題となっている。 現在の河川環境の評価について、記載されている生物の種名と評価が間違っている。環境に対する評価をしっかりと実施して頂く必要がある。 ダム案における重要種の根拠について、どういう考えで重要種としているのかの考えがよくわからない。滋賀県のレッドデータブックが更新される中でこの地域の重要種をどう考えているのか見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 ご指摘の生物の種名と評価について確認し、表現を適正に修正しました。 平成21年度までに貯留型ダム及び流水型ダムの建設に伴うダム貯水池周辺及びダム下流河川への影響を予測・評価するため、陸域、河川域等の自然環境調査を行っています。 重要種については、調査で確認された種の中から、当時最新の環境省レッドリスト等を基準に確認・見直し、抽出しています。確認された重要種の選定基準及び、その詳細について、ホームページ（http://www.water.go.jp/kansai/niu/html/wquality/Final05.pdf）で公表しています。
2.2 治水と利水の歴史	<ul style="list-style-type: none"> 気象の異常化が進み、高時川の瀬切れも年々大きくなり、年間100日を超えることが恒常化しており、不安定な気象条件の中で治水と渇水を併せて考える必要があるが、ダムとの関係もあり姉川・高時川では河川整備計画もできない取り残された地域となっている。 河川環境はもとより、琵琶湖の生態系にも大きく影響が及んでおり、流水機能の正常化はもとより、異常渇水時の補給にしても、下流府県の利水も大切だが、淀川水系の最上流も渇水になれば、瀬がないでは、水源地はますます疲弊し、過疎化が進み、水源の涵養は今以上に悪化することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダム検証後の姉川・高時川の治水・利水対策は、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 姉川・高時川の河川管理者である滋賀県が、現在、河川整備計画を策定中であり、治水対策の検討にあたっては、検討主体が有利とした代替案である「河道の掘削+堤防のかさ上げ」案を基本として検討しており、また、高時川の瀬切れ対策については、当面は、現実的な対応策（河道の形状の工夫による魚類の一時避難場所の確保等）を学識経験者等の意見も取り入れながら検討しており、その結果に応じて対応するとしています。
2.4 姉川・高時川の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 普段流量が少ないと思っていると、雨が多い時に高時川の流量は一気に増水して、その時々降雨状況により想像をはるかに超える河川流量がしばしば発生している。近年は、大雨の時に流域の住民の避難勧告、指示も度々発令されている。 近年の異常気象による局地的豪雨で発生する災害は、突発的で想定外の甚大な被害となることは、直近の災害発生事例を見ても明白である。この素案に示される内容では想定範囲内での限定的な対策であり、到底昨今の異常気象に対応できる整備計画とは成り得ない。 平成25年と26年には近隣集落5自治会が、河川の増水による「避難勧告」の発令により夜間に独居老人にも声掛け介添して緊急避難をした。高時川はここ近年瀬切れと一気増水で両極端な様相である。梅雨から台風時期は「常に危険と背中合わせ」が現状である。 姉川、高時川は本来極端な天井川であることと、河口から合流域までの河道流域が狭いためすぐに水位が高まり、何ら抜本的解決になっていない。また、田川カルバートの天井部高さによりびわやナ上流部分は河床を低くすることは物理的に不可能である。 河口から3.05～4.2km地点にわが町は存在し、高時川下流域においては唯一堤防高の低い要注意箇所にあたる。戦後最大（昭和50年豪雨）相当の洪水では、丹生ダムによる流量低減が無い場合に、現状では計画高水位を超えてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案するとされています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 丹生ダム検証後の姉川・高時川の治水対策は、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。

表5.3-4 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
3. 検証対象ダムの概要		
3.1 丹生ダムの目的等	<ul style="list-style-type: none"> ダム計画はいったん決めたら途中で引き返せないのが問題である。 下流の水道事業体では、水需要の減少によって収益力低下が進んでいます。このため生活用水、工業用水の需要喚起のための各種対策も展開しています。この傾向は将来にわたって継続することが確実であり、この観点からは「異常渇水時の緊急水の補給」のために容量を確保することの意義は極めて小さいと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ダム事業においては、事業の途中段階においても、定期的に事業の再評価により適切に対応しています。 淀川水系河川整備計画において、計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要としており、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していくこととしています。
3.3 丹生ダム建設事業の現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ダム案はすぐにも実施ができる、買収も進んでいるのですぐにも本体工事に掛かれる状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1) 一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標を同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略) 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて(略) 全ての評価軸により、総合的に評価する」と規定されており、これに基づき事業の進捗の見込みの視点から評価を行っています。 今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告したうえで、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。

表5.3-5 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
4. 丹生ダム検証に係る検討の内容		
4.1 ダム検証の検討対象とする丹生ダムの諸元	<ul style="list-style-type: none"> かつて、近畿地整は琵琶湖をダム化しないと回答しているが、B案はダム化そのものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 渇水対策容量を琵琶湖で確保する案（B案）は、渇水対策容量を琵琶湖に確保すると約7cmに相当します。琵琶湖水位が7cm上昇することによる降雨時の琵琶湖周辺における洪水リスクを発生させないように、「瀬田川からの事前放流することにより琵琶湖水位を5cm低下させること」及び「丹生ダムに20,000千m3の容量を確保し、琵琶湖へ流入する水量を調節することにより、琵琶湖水位を2cm低下させること」を前提としています。 これは、現在の琵琶湖の運用に準じた操作を行うものであり、現状と大きく変更するものではありません。
4.2 検証対象ダム事業等の点検	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年9月の伊勢湾台風による琵琶湖周辺の浸水や平成6年の干ばつで琵琶湖の水位がマイナス123cmに低下した時などの姉川・高時川沿川の検証が十分になされたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダムでは、姉川・高時川の洪水調節及び流水の正常な機能の維持、淀川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行うことを目的としており、琵琶湖の洪水調節及び流水の正常な機能の維持は目的としていないため、ダム検証では対象としていません。 琵琶湖の治水・利水については、河川整備計画では、淀川水系全体の治水安全度の向上を図り、また河川環境の保全・再生と調和するとともに、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、安定した水利用が確保されることを目指すこととしており、関係機関とも調整を図りながら適切に対応してまいります。

表5.3-6 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.3 洪水調節の観点からの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検討では、治水・濁水ともに淀川への調整機能を琵琶湖に求められており、三川合流地点での桂川は5300m³/s、木津川は6200m³/sに対して、宇治川は1500m³/s、これは天ヶ瀬ダムや宇治市の問題もあるが、鹿跳の掘削も早くから叫ばれながら、未だに手が付けられておらず、対策の計画に具体的に入れるべきではないか。 ・局地的な豪雨が増え、ダムで対応できるのか疑問である。ダムを造るより、河川改修や山の保水力を高める対策で対応した方が費用対効果の面でも有効だ。 ・引き堤、嵩上げ案について、これまで丹生ダム事業用地の取得にあたって移転された方々がいる中で、さらに移転が生じる対策が適切な政策変更か疑問である。 ・水田の保全を含んだ案について、兵庫県で既に事例があるが、農家の協力を得るのが難しいため、政策に入れるのであれば努力をしてほしい。 ・戦後最大の昭和50年8月野寺橋を1,500m³/sとした理由は何か。 ・丹生ダムの洪水調節容量の設定の考え方では1/100とするため丹生ダムの将来計画対応の施設計画としているとしながら、整備計画相当が戦後最大となっているのは何故か。 ・昭和50年8月の戦後最大の流量とは、100年に一度の確率で計算する流量とどれくらいの差が有るか。 ・わが町は、田川上流虎姫地区（流域治水重点地区）住民の古来からの水害に対する苦難を理解し、郷を二分する田川新川竣工にも協力してきた。更にはこの度の高時川から田川への放水路建設案が採択された場合、再度圃場を提供せざるやもしれない。 ・丹生ダム建設の決定まで待つてられない。地元住民の悲願である。一刻も早く、「堤防かさ上げ」と河川内の畑地掘削による「最大限の河道流量確保」に着手いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。また、姉川・高時川のように「検証対象ダムを含む案は、（略）河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。 ・丹生ダム事業の洪水調節については、姉川・高時川に対し計画されており、鹿跳渓谷の河床掘削等については、検証の対象としておりませんが、淀川水系の治水対策においては重要であり、淀川水系河川整備計画に基づき、引き続き計画的に進めていきます。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告したうえで、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、治水対策案の立案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することになっています。河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することと定められており、滋賀県湖北圏域の姉川・高時川は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、丹生ダム検証にあたっては、姉川・高時川を管理している滋賀県と技術的な協議を行い、姉川・高時川の治水計画の基準地点である野寺橋地点における流量は戦後最大である昭和50年8月洪水時の降水量を基に流出計算により求めた1,500m³/sを目標流量としました。なお、「滋賀県の河川整備方針（平成22年1月）」において、河川整備計画の目標安全水準の設定にあたっては戦後最大相当の洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標とするとされているため、戦後最大相当の洪水を治水対策案立案にあたっての対象規模としています。 ・姉川の野寺橋地点において、基本高水のピーク流量（1/100）は2,900m³/s、昭和50年8月の戦後最大相当の流量は1,500m³/sとなります。 ・立案した治水対策案について「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている総合的な評価を行った結果、洪水調節について有利な案は、「河道の掘削＋堤防のかさ上げ案」、「河道の掘削＋輪中堤・宅地のかさ上げ案」、「河道の掘削＋輪中堤・宅地のかさ上げ案＋水田等の保全（機能の向上）案」です。 ・丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 ・丹生ダム検証後の姉川・高時川の治水・利水対策は、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。

表5.3-7 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.4 流 水 の 正 常 機 能 の 維 持 の 観 点 か ら の 検 討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持の中で水系間導水が有効なものだと結論がでているが、本当に実現可能なのか。技術的には実現可能だと説明であったが、実際に関係者との話し合いが全くできていない。琵琶湖から余呉湖へ水を引くことに、余呉湖を管理している地域の者がどう思うを持っているのかを考えずに、この案が有利ですよとは、全く無責任な評価であると思っている。 ・環境についても必要な措置を執っている話もあったが、それも実現可能なか不満である。 ・水系間導水（余呉湖経由）案について、流水の正常な機能の維持対策案の概要と図面は生態系保全、琵琶湖の水質状態更に塩津湾の水の出入に対する収支を全く無視して、机上で考察したものとする。 ・高時川にもう少し水量が流せるようになったとしても、全量農水で持って行かれるとおもう。営農している方からするとまだまだ足りないようだ。 ・瀬切れが何十年も続いている中で、水を流すことにより、環境的インパクトが良い方向になるか私自身答えられない。 ・「流水の正常な機能の維持」とは、要するに「川に水を流すために、川の水をせき止めてダムを造らなければならない」ということです。この因子を組み込むことで、ダム建設が妥当との結論を導きやすい論理構成になっています。その妥当性、重要度については、その都度丁寧な検討が必要と考えます。 ・姉川・高時川は琵琶湖に流入する河川として、琵琶湖の水循環に非常に重要な役割がある。 ・最も有利な案として、水系間導水（余呉湖経由）となっているが、河川管理者は流水の正常な機能維持について水系間導水を導入されるか。 ・導入されない場合は、これに代わる対策案を用意されているのか。 ・また、河川管理者により具体的に計画が策定された場合、国は事業として認め予算措置（補助事業）を確約ができるか。 ・流水の正常な機能の維持の3つの対策案が完成するまでに要する費用はどれくらいか。 ・「流水の正常な機能の維持」のための方策のひとつに「雨水・中水利用」がリストアップされています。これについては定量的評価が困難であったとして候補から外されていますが、その判断に至った検討内容が不明です。特に、下水処理水の再利用は、安定した水量を見込むことができ、処理技術も進展しています。その可能性について丁寧に評価するのが望ましいと考えます。 ・瀬切れという現象について、姉川・高時川の漁業関係者の方々としては深刻な問題と思うが、環境用水として確保することについて、余呉湖を経由することは農業用水との関係が大きな問題であり、高時川の自然環境保全の面で重要な課題であると思う。 ・現在は手をかけていないはずの高時川が人里近くまでごく普通に河川は水が流れているが、途中から全量の水が消え別の水路に導かれている。本流の高時川は水はなく砂利が広がるいわゆる瀬切れ状態で続く。 ・これでは、河川の生き物や自然が保てないと思われる。1年に水が流れている期間は少ない現状を見ると本流に水を流す必要がダム以外にも河川を守る手法も必要ではないか。 ・琵琶湖に直接流入する大切な生きた河川として高時川存在は大きいと思う。山から琵琶湖まで工作物で水を止めなければ生きた水を琵琶湖につなぐ生命線かも知れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標を同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告したうえで、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 ・流水の正常な機能の維持の3つの対策案についての費用は、目的別の評価軸評価の「完成までに要する費用はどのくらいか」に示すとおり、丹生ダム（A案）は約312億円、水系間導水（余呉湖経由）案は約260億円、地下水取水案は約950億円必要と想定しています。 ・雨水・雨水利用、中水利用及び下水利用の推進については、水資源管理を行う上で大切な方策であることから継続して取り組む方策として各案に共通して適用しています。 ・ご指摘のありました下水処理水の再利用については、滋賀県琵琶湖流域下水道区域における長浜市を含む東北部処理区では、滋賀県東北部浄化センター（彦根市）から彦根旧港湾を通じて琵琶湖へ放流されています。この下水処理水を再利用する場合、目標流量に対し現在の処理水量が不足しています。また、下水処理水を再利用する場合には水質の面にも配慮する必要があると考えています。 ・流水の正常な機能の維持の観点からの検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている各方策の適用性を踏まえて、単独で代替できる案、複数の方策を組み合わせる代替できる案を検討し、さらに、関係河川使用者等への意見聴取を踏まえて水系間導水（余呉湖経由）案、地下水取水案を抽出し、流水の正常な機能の維持について総合評価を行っています。 ・頂いたご意見については、今後の参考にさせていただきます。

表5.3-8 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
4.5 異常 渇水 時の 緊急 水給 の観 点か らの 検討	<ul style="list-style-type: none"> 異常渇水時の緊急水の補給対策案の総括整理表で、目標が10年、20年の計画となっているがそれほど長い時間は待てない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(被害軽減効果)(略)ハ)段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば5,10年後)(略)」について、治水・利水対策は効果が発揮されるまでに一定の期間を要する事を考慮し、10年・20年後の評価としました。 なお、今後の異常渇水時の緊急水の補給については、利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることが出来るように、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していきます。
4.6 目的 別の 総合 評価	<ul style="list-style-type: none"> 環境上の便益・損失について、きちんと評価されていない。それらが必ずしも評価の対象になっていないことに大きな問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境上の便益・損失の定量的な評価は困難です。今回の丹生ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、環境への影響については、「イ)水環境に対してどのような影響があるか(略)ロ)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか(略)ハ)土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか(略)ニ)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか(略)ホ)その他(略)利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」とされており、これにより評価を行っています。 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、環境への配慮に努めてまいります。

表5.3-9 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダム の総合的 な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単にコストだけを評価基準にして、恒久的な国土の保全に繋がるのか疑問視する。 ・人口減少期中、若者が定着してくれる地方創生事業に資するよう、コストは多少高くついても、国土の保全に繋がるよう、是非とも丹生ダムA案で、できれば発電機能をつけて決定をお願いします。 ・命と暮らしを守るためにと云って、ダムの必要性の説明で、地元は何度もあって、その重みをもって私たちはダム計画を受け入ってきたが、50年経っても、なかなかダムの命と暮らしを守る対策が執れていないということで、国は何をやっているんだと、検討の場も5年もかかっている、大変時間をかけすぎているということで、この辺り、何とか早く前に進めなければならない。 ・丹生ダム建設は中止にした方がよい。 ・国全体、長浜市は人口が減っている。これから先を考えて、費用の面なども含めて考えるべきである。 ・説明の中で、コスト面からの導き方が多い。イニシャルコストだけでコスト面で有利となっていると思えてならない。特に、水系間導水案を見ると、ランニングコストが膨大な額に及ぶと思っている。 ・洪水調節、流水の正常な機能の維持で、イニシャルコストを中心に有利でないとしているように思えてならない。ランニングコストについても視点を置いて評価をすべきである。 ・京都、大阪、兵庫の流域400万人の利水のニーズがなくなったということで、今回のダムの再検証、そして検証の中では予断をもって臨まないとの話ではあるが、多分以下流域の意見が尊重されているようで納得できない。 ・この40年余り、ダムに翻弄され、特に高時川の中下流域においては毎年、断続雨量が60ミリになれば避難勧告が出される実態を踏まえて、どうしても1億5000万m³のダムは望まないが、適正な規模のダムは、高時川、姉川には必要であることを改めて申し上げる。そして我々中下流域住民の安心・安全を担保するために、ぜひ、お力添えを頂きたい。 ・洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダムを含む案」は有利とはならないとする検討結果は妥当である。 ・また、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、関係府県の水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見を取り入れて検討結果としたことに大いに賛意を表す。 ・水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとの見解は、検討主体としても最初から提起すべきであった。 ・平成26年1月に発表された丹生ダムの建設中止は、源流で犠牲いただいた地元住民の感情を無視するだけでなく、水際で日々の生活を送る私たちの不安は募るばかりだ。また、近年は渇水が頻発し、瀬切れが常態化するなかで、生活・農業用水の確保が懸念されるとともに、その対策としての琵琶湖逆水は、独自の河川生態系を破壊すること、および豊かな水産資源への悪影響が及ぶことが懸念される。このため、経済合理性よりも住民の安全・安心や地方創生の観点から、一刻も早く、積年の懸案である丹生ダム建設事業の早期実現について、格段の配慮を願いたい。 ・丹生ダムは、元々琵琶湖総合開発事業において「洪水調節目的」で、地域の治水問題解決のために計画された事業である。後に、京阪神地域の利水需要に応えるために計画規模が変更された。その後、京阪神地域の利水需要が見直しされ、その結果、関係自治体等が事業撤退した。しかし、現在または将来における高時川流域の必要な治水、利水需要、環境保全までが同様の理由で不必要とされるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水没予定地を含む地域の皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をおかけし申し訳ございません。 ・今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として「コスト」を最も重視することとしています。「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も含んで評価することとしています。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告したうえで、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 ・頂いたご意見については今後の参考にさせていただきます。

表5.3-10 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダムの総合的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダムに代わる案について、余呉湖からの水系間導水、河道の掘削、堤防の嵩上げ等の施しはコスト面、タイムスケジュール面、地元住民の協力、高時川及び琵琶湖（余呉湖）を含めた環境への悪影響などあらゆる観点から非現実的であり、高時川流域が抱える根本的な問題解決とは成り得ない。 ・コスト最重要視を横に置き、高時川上・中・下流域すべての住民生活に対する異常気象の原因を含めた災害時の「治水対策」、京阪神の下流域とは一線を画した地域社会に必要な「利水の確保」及び琵琶湖固有の「自然生態系の維持」・「環境保全」のための「渇水・瀬川切れ対策」が必要である。 ・過去からの歴史を踏まえた地域の実情及び流域住民の純粋な思いを最優先に考えると、流域の恒久的な安心安全を担保する点で、最も現実的で有効な対策は「丹生ダムA案」であり、早期決定し早期着工、早期完成を実現されることを強く求める。 ・なお、併せて京阪神地域が既に事業撤退されていることを鑑み、「高時川に一定規模のダム建設」は、地域住民の長年の悲願でありその実現も強く求める。 ・洪水調節、利水容量、異常渇水時の緊急水の補給を兼ね備えたA案が最適であると考えます。 ・今回示されたA案、B案そして河道掘削、堤防かさ上げ等の中でB案が最も有利とされているが琵琶湖で5cmためるとする事で琵琶湖に大きな変化をもたらす事は必定と考えている。 ・高時川に関わる住民とその代表と湖北土地改良区に代表される農業関係者及び姉川水系に関わる第2種漁業権者はA案の早期実現に大きな期待を寄せるものである。 ・近年の高時川の瀬切れ状況と遡上魚類の最大産卵場と近隣住民の治水を考える時、A案実現が絶対かと思える所であり用地取得済み住民移住終了となっている。3.6平方キロの建設予定地の有効活用のためにも早期に結論を出して頂きたいと願うものである。 ・ダム建設を含む案は有利ではないという結果について、コスト的に有利ではないとすることを理解する。 ・国土交通省としてここまで進んだ事業を止めることは聞いたことはない。 ・初めから洪水目的だけだったら、ダムという発想はなかったのではないかと思う。利水者が撤退した時点でこういったシフトを考えていれば、これだけ事業が進んでいなかったのではないかと考える。 ・最終的な結論としてダムは有利ではないという部分については納得している。 ・利水撤退したことが大きなインパクトであったと思われる。利水撤退したことからの結論になったと思われるが、住んでいる者とすれば大阪のことまで考える必要はないと思うし、大きな迷惑である。地元自治体の意見を高く評価すべきであると考えます。ダムを含む案は有利でないということは妥当と思うが、他の対策案、手当についてはこの検討で十分か疑問である。 ・ダムを含む案は有利ではないことは尊重するが、その他の手立てについては、コスト的に優位である評価をよく考える必要がある。ただ放っておく訳にはいかないので、早急な判断を希望する。 ・姉川・高時川の治水対策として河道掘削を実施し、治水安全度を高めることは妥当であると思うが、瀬切れの問題をどう解決するのか対策を考える必要がある。水系間導水は現実的な案ではない。瀬切れは高時川頭首工で灌漑期に全量と言っているほど取水していることが大きな問題。農業関係者と河川管理者が話し合い、川が川らしくなるように折り合いを付けるように滋賀県は考える必要があり、国も指導する必要がある。 	

表5.3-11 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダム の総合的 な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件では、目的別の総合評価の結果が一致しないが、利水者の撤退により、そもそも計画を根本的に見直す必要がある事案である。今後の課題としては、流水の正常な機能の維持をいかに図るかについては、水系間導水案によらなくとも、冬期の環境用水の確保等、農業利水の実態に応じたソフト対策も含め、より小規模で段階的な対策、グリーンインフラの考え方を踏まえた対策等が積極的に検討されるべきである。 ・地元の水源地のことを地域の活性化を図るためにダムを容認してきたということを、ダムが停滞している中で、大変、地域の過疎化、高齢化になってしまい、大変寂しい地域になってしまった。最初に約束していた地域の活性化が図れるような対策を早期に講じてほしい。 ・本件では、目的別の総合評価の結果が一致しないが、利水者の撤退により、そもそも計画を根本的に見直す必要がある事案である。今後の課題としては、事業予定地の将来的な活用、地域再生をどうすべきかについては、本来は、社会的、経済的条件等の変化により、計画が見直される可能性のあることを前提に、既存ダムの撤去を含む計画中止・変更手続を法的に整備し、合意形成を図ることが望ましいと考えられ、個別の事案ごとの対応には限界があると考えられる。 ・ダムを前提にしていた事業用地をどのように管理・利用していくのか避けて通れない。ダム建設を含む案は有利ではないという結果と併記する必要がある。集落移転もあり、永年に亘って大きな苦勞があったことを忘れてはならない。 ・用地取得がほぼ完了していることも踏まえ、今後下流の河川改修だけを進めるのではなく、止めることに対する跡始末にも力を入れるべきである。 ・これまで国土交通省の政策による影響や今後の気候変動等を踏まえ、流域の今後のあり方について深く議論されることを望む。 ・異常渇水対策について、関係者団体から緊急性も必要性もないとのことであるが、水文学的には緊急性はなくとも必要性はないとは言えない。そのため丹生ダム事業用地として確保した用地については、貴重な水源地であることから国が責任をもって保全を行っていただきたい。 ・結論として出された評価、ダム建設を含む案は有利ではないということについては、十分理解した。当時、なぜ丹生ダム建設を進めることになったのか、当時の評価を踏まえて反省して頂きたい。 ・ダム建設により移転された方、ダムに協力された方々の気持ちを汲んでしっかりと説明責任を果たして欲しい。 ・ダムができることを想定した生活再建について、道路も一部作られており、ダムが出来なくなるからといって中途半端な状態でやめるのではなく、独立した事業としてでも長浜市が望まれていることを考慮して実施すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水没予定地を含む地域の皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦勞、ご心勞をおかけし申し訳ございません。 ・平成28年1月25日に丹生ダム対策委員会より、一刻も早く当該地域の課題解決を図るため、早期に丹生ダム検証を終了させるとともに、地域活性化を図るためのいくつかの要請事項が示され、その実現に向けて、国が責任と誠意を持って地元住民に納得頂ける対応をするよう意見書を頂いたところです。 ・ダム検証は予断を持たずに進める必要があることから、現時点では要望内容の具体的な対応等に言及することはできません。頂いたご意見については今後の参考にさせていただきます。
<p>5. 関係者の意 見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて、全ての意見が同列に記載されているが、意見提出者を、ダム事業によって直接的に「①受益する者」と「②不利益を被る者」あるいは「③その両方」、④「それ以外の者」の4種類に分類し、意見を把握することを提案する。この4種類にこだわっているわけではないが、事業との関係性や意見提出者のおかれている状況によって、第3者がその意見をどのように受け取るかが変わると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダム検証に係る検討に関する意見募集において、「これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的対策案の提案」、「複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見」、「その他の意見」に対して意見募集を行っており、ご意見にあります4分類に分けることは、意見提出者がどのような立場でおられるのか、意見の内容から判断することは難しいため、意見募集の5項目に分けて記載しております。

5.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【滋賀県知事】

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれない。

【京都府知事】

丹生ダム建設事業を「中止」するとして対応方針（原案）案に異論はありません。

【大阪府知事】

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありません。速やかに諸手續を完了させていただきたい。

なお、中止に伴う事後措置については、関係機関と十分調整してください。

【兵庫県知事】

丹生ダム建設事業の対応方針（原案）案について、事業の中止に異議はありません。

ダム中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたい。

5.3.5 関係利水者からの意見聴取

「報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【京都府知事】

利水者として、既に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、ダム建設事業の中止については意見はありません。

【大阪広域水道企業団企業長】

当企業団は、平成 17 年（当時は大阪府水道部）に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業を中止することについては特段の意見はありません。

【阪神水道企業団企業長】

当企業団は、平成 17 年に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業中止については、特段の意見はございません。

5.3.6 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。